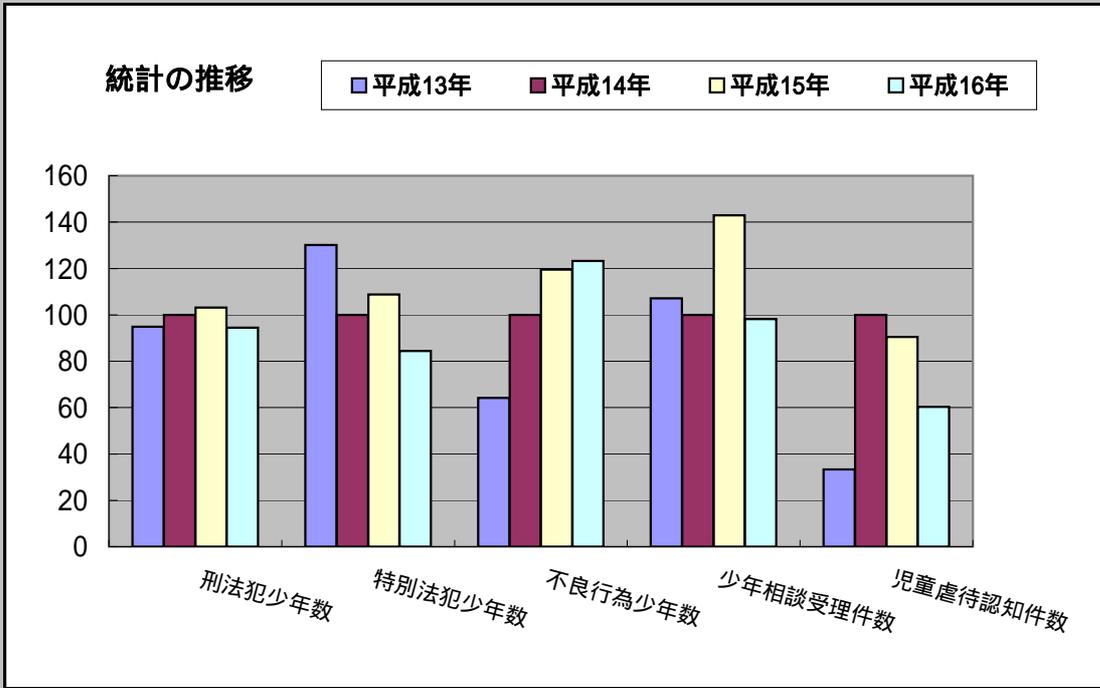


業 務 名	青少年の健全育成
-------	----------

業務に関する統計

項 目	統 計 の 推 移				単 位
	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	
刑法犯少年数	2,040	2,151	2,217	2,031	人
特別法犯少年数	134	103	112	87	人
不良行為少年数	14,575	22,707	27,137	27,995	人
少年相談受理件数	1,453	1,357	1,940	1,332	件
児童虐待認知件数	21	63	57	38	件



<グラフは、平成14年を100とする指数で表した。>

業務の主なコスト

	事 業 名	平成16年度事業費(千円)	平成17年度事業費(千円)
1	少年警察費	7,116	7,058
2	少年警察活動推進費	15,618	16,708
3			
4			
5			
6			
7			
8			
	合 計	22,734	23,766

## 平成16年の取組み

少年非行防止総合対策を強力に推進した結果、平成16年中に検挙した刑法犯少年は2,031人（前年比-186人・-8.4%）、特別法犯少年は87人（前年比-25人・-22.3%）と、4年ぶりに減少するなど、増加傾向に一定の歯止めがかかった。特に粗暴犯は、159人で前年に比べ108人（40.4%）減少した。

地域警察官等による街頭補導活動を強化し、喫煙、深夜はいかい等の不良行為を中心に27,995人（前年比+858人・+3.1%）を補導するとともに、適切な非行防止の措置を講じた。

「学校警察連絡制度」の構築により、学校、教育委員会との連携を強化し、情報の共有に努めた。（連絡総数123件）

カウンセラーの養成、移動相談所の整備等を行う「少年総合サポート事業」を推進し、少年相談や保護・支援機能の更なる充実を図った。

児童虐待事案に対しては、児童相談所等と連携を図り、児童9人を一時保護したほか、悪質事案2件（2名）を検挙した。

児童買春等の青少年の福祉を害する犯罪の取締りを強化し、109人を検挙するとともに、被害少年94人を保護した。

## 課題を踏まえた平成17年の取組み

少年非行は、高水準で推移し、また、児童虐待等、少年が被害者となる事案も後を絶たないなど、深刻な状況が続いていることから、「強くやさしい」少年警察運営を基本に「非行防止」と「保護」の両面にわたる総合的な対策を推進する。

学校等、関係機関との連携の強化に努め、効果的な街頭補導活動を推進し、不良行為の段階での助言・指導を行うことにより、少年の立ち直りを促すとともに、被害少年については適切な保護措置をとり、少年の非行防止及び犯罪被害等の未然防止を図る。

非行少年のグループ化現象から、非行集団対策を推進するとともに、少年犯罪に対する厳正かつ迅速な事件捜査を推進する。

街頭犯罪検挙人員の約7割を少年が占めていることから、引き続き、街頭補導活動を強化し、不良行為少年等を早期に発見して適切な措置を講じるなど、少年の非行防止を図る。

県生活部が実施する「大学生による青少年健全育成支援事業」や、県教育委員会が導入した「生徒指導特別指導員制度」に協力するなど、関係機関との連携をより一層強化する。

心身に深刻な影響を及ぼす児童虐待を始め、少年が被害に遭う事案が多発していることから、関係機関・団体との連携を強化するとともに、職員のカウンセリング能力を向上させるなど、保護体制の充実を図る。

少年警察協助手員、少年指導員等のボランティア、関係団体、家庭及び地域住民との連携を一層強化し、青少年の健全育成を図る。